

たかまつ

障がい者プラン

令和6年度～8年度

概要版



令和6年3月
高松市

< 目次 >

I	プランの策定に当たって	1
II	基本理念・重点課題の施策体系	4
III	重点課題の展開	5
IV	障害福祉計画	8
V	障害児福祉計画	12
VI	プランの推進	13



『障がい』の表記について

本市では、平成21年度から「障害」に代わり「障がい」の表記を用いています。ひらがな表記の「趣旨」、「基本的な考え方」は、次のとおりです。

1 趣旨

- (1) 「害」という漢字の否定的なイメージを考慮するとともに、差別感や不快感を持つ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改める。
- (2) 変更することで、市民の障がいに対する関心・理解を深め、市民の意識醸成につながることを期待する。

2 基本的な考え方

人や人の状況を表す「障害」の表記については、条例・規則・要綱等における表記を除き、原則として、ひらがなの「がい」を用いる。ただし、次の適用除外項目に該当する場合は漢字表記とする。

【適用除外項目】

- ア 法令、条例・規則・告示等の名称
- イ 法令、条例等で規定されている用語、制度・事業等の名称
- ウ 関係団体・施設等の固有名称
- エ 人や人の状態を表さないもの
- オ その他ひらがな表記とすることが適当でないもの

I プランの策定に当たって

プラン策定の背景と趣旨

高松市においては、平成15年12月に障害者基本法に基づく障害者計画として「新高松市障害者計画」を策定して以降、制度改正等の情勢変化を踏まえつつ、前プランである「たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)」まで、プランに基づく障がい者施策の総合的・積極的な展開を図ってきました。

このような中、国では、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨などを踏まえ、令和5年3月に、障害者基本法に基づく、「第5次障害者基本計画」が策定されました。

高松市では、こうした国の動きを踏まえながら、前プランからの取組を継続しつつ、高松市の障がい者施策の取組を、より一層充実させるため、「たかまつ障がい者プラン(令和6年度～8年度)」を策定しました。

近年の障がい者を取り巻く施策の主な動向

「障害者の権利に関する条約」の締結

平成26年1月、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等が規定され、障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がいのある人が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が定められました。

国内関係法等の動向

- 令和2年4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正
- 令和2年6月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正(一部は令和3年4月施行)
- 令和2年12月 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(電話リレーサービス法)」の施行
- 令和3年5月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の一部改正(令和6年4月施行)
- 令和4年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行
- 令和4年12月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の一部改正(一部を除き、令和6年4月施行)
- 令和5年3月 「第5次障害者基本計画」(国における障がい者施策の基本計画)策定

主要な課題

分野	課題
1 障がいのある人の権利擁護	障がいのある人の権利擁護のための体制の充実、根深い差別や偏見の解消
2 社会参加と交流の促進	全ての市民が障がいについて正しく理解するための、日常的・継続的な啓発・広報活動の展開
3 相談体制と生活環境の整備	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るための相談支援体制の充実や都市基盤のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化
4 保健・医療の充実	個々の状況に応じた適切な保健・医療サービスやリハビリテーションの提供及び精神保健福祉対策や難病対策等の充実
5 早期療育と学校教育の充実	障がい児の健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるよう、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実
6 生活・就労支援の推進	様々なニーズに対応する障害福祉サービス等の質・量の充実と障がい者雇用の場の拡大や環境整備

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされており、本プランに基づく各種の取組においても、SDGsが定める理念を踏まえ、実施していきます。

なお、17の開発目標のうち、本プランと密接に関連する目標は次のとおりです。

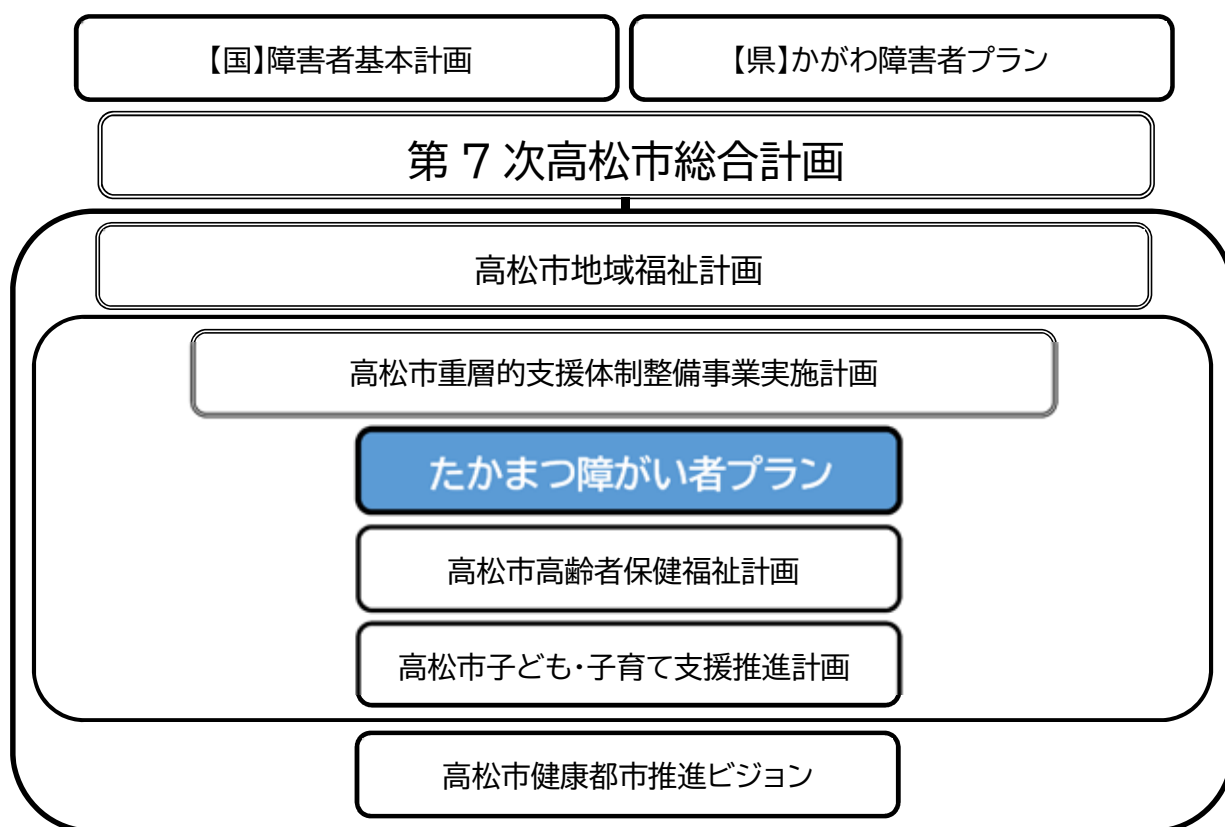
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを



プランの位置付け

本プランは、本市の障がい者施策を推進するに当たっての基本理念と行政運営の指針を明らかにするものです。策定に当たっては、国の「障害者基本計画」や香川県の「かがわ障害者プラン」を踏まえつつ、本市のまちづくりの最上位計画である「第7次高松市総合計画」との整合を図るとともに、福祉関連の上位計画である「高松市地域福祉計画」や、まちづくり等に関する本市の関連計画と調和するものとしています。

【計画の位置付け】



プランの対象

本プランの対象は、障がいの有無にかかわらず、本市の全ての市民とします。

なお、障がいのある人とは、障害者基本法の定義に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を意味します。社会的障壁とは、障がいのある人が生活をしていく上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等、一切のもののことです。

本プランでは、上記の観点から、「障がい」、「障がい者」という表記を、難病患者等も含めた広い意味で用います。なお、18歳未満の障がいのある人を表す場合は、「障がい児」という表記を用います。

Ⅱ 基本理念・重点課題の施策体系

【基本理念】

障がいのある人もない人も分け隔てなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら、
自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる地域共生社会の実現

【重点課題】

施策体系	
1 障がいのある人の権利擁護	(1)障がい者虐待の防止
	(2)障がい者差別の解消に向けた取組の推進
	(3)障がいのある人の意思決定支援
	(4)成年後見制度の普及と利用促進
	(5)犯罪被害・消費者被害の防止
2 社会参加と交流の促進	(1)障がいへの理解の推進
	(2)地域福祉とボランティア活動の促進
	(3)障がいのある人の文化・芸術活動の振興
	(4)パラスポーツの振興
	(5)障がいのある人の社会参加機会の確保
3 相談体制と生活環境の整備	(1)相談体制・機能の充実
	(2)包括的支援体制の整備
	(3)福祉のまちづくりの推進
	(4)交通・移動対策の推進
	(5)防災対策の推進
	(6)多様なコミュニケーション手段の普及促進
	(7)行政からの情報発信の充実
4 保健・医療の充実	(1)障がいの早期発見及び重度化予防
	(2)医療・リハビリテーションの充実
	(3)精神保健福祉対策の推進
	(4)難病対策の推進
5 早期療育と学校教育の充実	(1)早期療育体制の充実
	(2)特別支援教育の充実
	(3)教育・福祉・保健・医療の連携体制の充実
	(4)福祉教育の推進
6 生活・就労支援の推進	(1)障害福祉サービス等の充実
	(2)障がいのある人及び家族介護者等への生活支援
	(3)雇用の啓発と関係機関との連携
	(4)一般就労の促進
	(5)福祉的就労の場の確保と充実

Ⅲ 重点課題の展開

1 障がいのある人の権利擁護

平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行や平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行等、権利擁護に関する法律や制度は時代とともに変化しています。法律や制度に基づき権利擁護の充実を図り、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう障がいのある人の権利擁護を推進することが必要です。

また、障がいのある人は情報弱者になりやすいことから、障がいのある人の防犯、消費者被害の防止といった対策の充実を図ります。

2 社会参加と交流の促進

地域共生社会の実現のためには、全ての市民が障がいについて正しく理解していくことが大切になります。障がいに対して十分な理解を深めることができるよう、日常的・継続的な啓発・広報活動を展開します。

文化・芸術活動、スポーツの振興等は障がいのある人の社会参加において重要な役割を担っています。様々な活動への支援を通して、社会参加の促進を図ることで市民への障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。また、障がいのある人の社会参加の促進にとって必要となる環境整備に努めます。

3 相談体制と生活環境の整備

地域共生社会の実現を目指す中で、世帯の複合課題や新たな地域課題に対応するため、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がいのある人の様々なニーズに対応した相談支援体制の充実や、障がいのある人が地域で安全・安心に暮らせるように、公共施設や道路等、都市基盤のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を引き続き推進するとともに、外出支援等の充実を図り、安全に外出ができる環境整備に取り組みます。

また、障がいのある人は災害弱者になりやすいことから、大規模災害時の避難支援や、障がいのある人に配慮した避難所の運営等、防災体制の一層の充実を図ります。さらに、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要な情報を入手し、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

4 保健・医療の充実

障がいのある人が地域社会で安心して生活していくためには、いつでも医療を受けられる環境、障がいの重度化の予防においては、障がいの早期発見・対応体制やリハビリテーションの体制の充実が必要です。また、障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険事業との連携も重要となっています。

障がいのある人一人一人の状況に応じた適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを提供するとともに、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの重度化予防のための保健・医療サービス及び精神保健福祉対策や難病対策等の充実を図ります。

5 早期療育と学校教育の充実

障がいのある人の自立と社会参加において、教育は重要な役割を担います。障がい児の健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるよう、障がい特性を踏まえた障がい児やその保護者への相談支援体制の充実、一人一人のニーズに応じた、きめ細かな支援を行うとともに、教育・福祉・保健・医療といった、関係機関の連携をさらに強化し、「子ども・子育て支援推進計画」との整合性を図りながら、切れ目のない支援の一層の充実を図ります。

また、国の動向等も踏まえながら、特別支援教育の充実を図るとともに、教育の場においても「合理的配慮」を踏まえた取組を推進し、本市におけるインクルーシブ教育の充実を図ります。

さらに、子どもの時期からの障がい理解に向け、福祉教育の充実を図り、理解と交流を促進します。

6 生活・就労支援の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の様々なニーズに対応する障害福祉サービス等の質・量の充実を図り、障がいのある人が生活に必要なサービスを自由に選べるようにしていくことが重要となります。介護者の高齢化対応や介護疲れからの虐待防止の観点から、家族介護者の負担の軽減も必要となっています。

障がいのある人の社会参加や経済的自立において、就労は重要な役割を担うことから、福祉・教育・労働関係機関等と連携し、法定雇用率の遵守等、雇用促進に向けて企業等へ積極的な啓発を行うとともに、企業等における障がい理解の促進や支援の充実を通じ、雇用の場の拡大を推進します。

また、就労支援サービスの充実や、一般就労が困難な人の働く場として福祉的就労の基盤の充実を図り、様々な状況の障がいのある人が働くことのできる環境の整備に取り組めます。

さらに、令和2年3月に策定した「高松市障がい者活躍推進計画」に基づき、本市における障がい者雇用と障がいのある職員の活躍の推進に取り組めます。

目標管理事業

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
1 障がいのある人の権利擁護			
成年後見制度中核機関の運営	相談件数 (高齢者を含む)	450 件	500 件
2 社会参加と交流の促進			
障がい者施設等への芸術家の派遣 (障がい者アートリンク事業)	参加者数 (延べ)	3,299 人	3,600 人
パラスポーツ推進事業	イベント件数	19 件	22 件
3 相談体制と生活環境の整備			
基幹相談支援センターの運営	相談件数	3,359 件	4,109 件
ノンステップバス導入の促進	ノンステップ バス導入率	73.3%	76.2%
合理的配慮の提供を支援する助成	助成件数	5 件	8 件
4 保健・医療の充実			
障がいのある人の医療費の助成	受診率	237.7%	236.4%
5 早期療育と学校教育の充実			
特別支援教育推進事業	授業の中で、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合	小学校 95.7% 中学校 95.6%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
小・中学校バリアフリー化等施設整備事業(エレベーター設置)	整備着手校数	—	5校 (要配慮児童・生徒在籍校)
6 生活・就労支援の推進			
市役所内障がい者就労の場の開設	参加者数	33 人	40 人
本市における障がいのある人の職員採用	障がい者雇用率 (市長部門)	2.34% (93.5 人)	2.8%以上
障がい者優先調達推進事業	調達実績額	1,619 万 8,105 円	1,750 万円

IV 障害福祉計画

成果目標の設定

障害福祉計画では、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、目指すべき成果目標を定めることとされており、本プランでは令和8年度を目標年度とした成果目標を定めることとなります。

成果目標の基準は国が定めており、この基準を踏まえながら、本市の上位計画である「第7次高松市総合計画」及び県の目標との整合も図りつつ、本市における目標を設定するものとしてします。

項 目	数 値
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	
令和4年度末時点の入所者数	(A) 358人
令和8年度末施設入所者数	(B) 340人
【目標値】施設入所者数の削減(B-A)	(C) 18人
入所者数削減率【国指針:5%以上削減】	(C)/(A) 5.0%
【目標値】地域生活移行者数(計画年度内の累計)	(D) 27人
地域生活移行者数【国指針:6%以上】	(D)/(A) 7.5%
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(年間)	26回
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証実施回数(年間)	12回
(4)福祉施設から一般就労への移行等	
(令和3年度の一般就労移行者数)	(A) 65人
(うち、就労移行支援からの移行者数)	(50人)
(うち、就労継続支援A型からの移行者数)	(6人)
(うち、就労継続支援B型からの移行者数)	(9人)
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	(B) 86人
(うち、就労移行支援からの移行者数)	(66人)
(うち、就労継続支援A型からの移行者数)	(8人)
(うち、就労継続支援B型からの移行者数)	(12人)
増加割合【国指針:1.3倍以上】	(B)/(A) 1.3倍
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合【国指針:25%以上】	25%以上

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上である就労移行支援事業所の割合 【国指針:50%以上】	50%以上
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	
児童発達支援センターの設置数	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有り
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	3か所
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターの配置人数	1人
(6)相談支援体制の充実・強化等	
総合的・専門的な相談支援実施件数(年間) (相談支援事業実施施設11か所における延べ相談件数の合計)	18,800件
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言実施件数(年間)	4件
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数(年間)	34件
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数(年間)	17件
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加者数(年間)	11人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有実施	実施

障害福祉サービス、計画相談支援等の見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数(人/月)	659	669	679
	利用時間(時間/月)	11,478	11,575	11,672
重度訪問介護	利用人数(人/月)	40	42	44
	利用時間(時間/月)	11,229	11,791	12,352
同行援護	利用人数(人/月)	130	133	136
	利用時間(時間/月)	2,376	2,431	2,486
行動援護	利用人数(人/月)	21	24	27
	利用時間(時間/月)	200	212	224
合計	利用人数(人/月)	850	868	886
	利用時間(時間/月)	25,283	26,009	26,734

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用人数(人/月)	98	98	98
生活介護	利用人数(人/月)	886	897	908
	サービス利用量(人日/月)	18,328	18,365	18,402
短期入所 (福祉型)	利用人数(人/月)	403	410	417
	サービス利用量(人日/月)	2,006	2,041	2,076
短期入所 (医療型)	利用人数(人/月)	4	5	6
	サービス利用量(人日/月)	36	42	48
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人/月)	14	14	14
	サービス利用量(人日/月)	238	238	238
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	29	29	29
	サービス利用量(人日/月)	369	369	369
就労移行支援	利用人数(人/月)	112	115	118
	サービス利用量(人日/月)	2,001	2,073	2,145
就労継続支援 (A型)	利用人数(人/月)	169	169	169
	サービス利用量(人日/月)	3,549	3,549	3,549
就労継続支援 (B型)	利用人数(人/月)	1,058	1,117	1,176
	サービス利用量(人日/月)	19,158	19,456	19,754
就労定着支援	利用人数(人/月)	33	37	41

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	利用人数(人)	418	436	454
施設入所支援	利用人数(人)	358	349	340
自立生活援助	利用人数(人)	1	2	3

(4) 相談支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	3,234	3,310	3,386
地域移行支援 (地域相談支援)	利用人数(人)	1	2	3
地域定着支援 (地域相談支援)	利用人数(人)	1	2	3

(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
理解促進研修・啓発事業	事業数(件/年)	3	3	3
自発的活動支援事業	委託事業所数(か所)	1	1	1
障害者相談支援事業	委託事業所数(か所)	11	11	11
基幹相談支援センター等 機能強化事業	利用件数(件/年)	1,300	1,300	1,300
住宅入居等支援事業	利用件数(件/年)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用件数(件/年)	42	47	52
意思疎通支援事業	利用件数(件/年)	1,489	1,539	1,589
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	利用件数(件/年)	24	24	24
自立生活支援用具	利用件数(件/年)	89	102	115
在宅療養等支援用具	利用件数(件/年)	52	52	52
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件/年)	103	104	105
排泄管理支援用具	利用件数(件/年)	11,000	11,000	11,000
住宅改修費	利用件数(件/年)	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業	利用件数(件/年)	51	52	53
移動支援事業	総利用時間(時間/年)	36,791	37,186	37,582
	実人員(人/年)	558	564	570
地域活動支援センター	サービス利用量(人/日)	51	51	51
	実人員(人/月)	493	493	493
I型	サービス利用量(人/日)	15	15	15
	実人員(人/月)	350	350	350
	施設数(か所)	7	7	7
II型	サービス利用量(人/日)	17	17	17
	実人員(人/月)	106	106	106
	施設数(か所)	6	6	6
III型	サービス利用量(人/日)	19	19	19
	実人員(人/月)	37	37	37
	施設数(か所)	6	6	6

②任意事業

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉ホーム	施設数(か所)	2	2	2
訪問入浴事業	利用人数(人/年)	730	740	750
日中一時支援事業	利用日数(人日/年)	3,662	3,845	4,037
社会参加促進事業 (パラポーツ大会)	参加人数(人)	65	75	85

V 障害児福祉計画

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、障がい児の通所支援や相談支援の提供確保等について定める障害児福祉計画を策定するものです。

1 障害児通所支援

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	サービス利用量(人日/月)	4,304	4,951	5,598
	利用人数(人/月)	500	573	646
医療型児童発達支援	サービス利用量(人日/月)	59	59	59
	利用人数(人/月)	11	11	11
放課後等デイサービス	サービス利用量(人日/月)	7,580	7,716	7,852
	利用人数(人/月)	958	1,017	1,076
保育所等訪問支援	サービス利用量(人日/月)	17	17	17
	利用人数(人/月)	11	11	11
居宅訪問型児童発達支援	サービス利用量(人日/月)	14	28	42
	利用人数(人/月)	1	2	3

2 障害児相談支援等

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害児相談支援	利用人員(人)	1,469	1,601	1,733
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	配置人数(人)	1	1	1

VI プランの推進

プランの推進体制

プランの施策の実施に当たっては、庁内組織の「高松市障害者施策推進委員会」を中心に、総合的な取組を推進します。各施策は総合計画の実施計画に組み入れる等、計画的に実施できる体制を整えます。

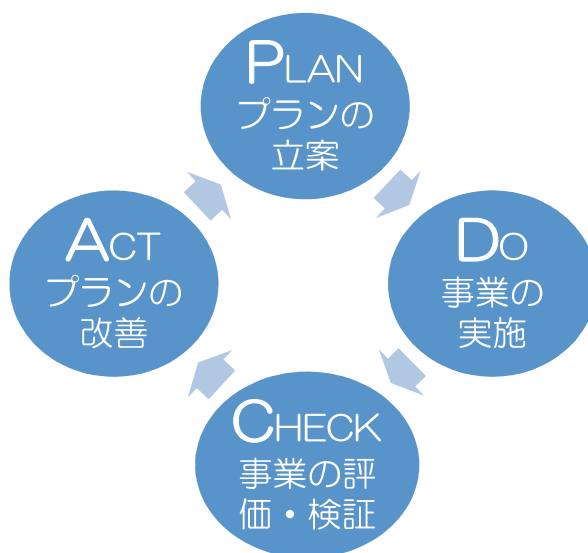
プランの推進においては、行政、障がいのある人、事業者、各分野における関係機関等、地域の様々な主体の連携が重要となります。プランの進捗状況、目標達成状況等の確認及び見直しを行う場として、市民代表、関係機関・団体の代表者、学識経験者等で構成する「高松市障害者施策推進懇談会」を位置付け、継続的な点検・評価を行うほか、関係機関において目標を共有化し、一体的にプランの推進に取り組みます。

プランの進捗管理と評価

プランを着実に推進していくためには、進捗管理を適切に行い、プランの評価や新たな課題への対応を行っていくことが重要となります。

このため、「プランの立案(PPLAN)」、「事業の実施(DO)」、「事業の評価・検証(CHECK)」、「プランの改善(ACT)」のPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとしてプランの進捗管理を行います。

プランにおいて設定した目標、事業量の見込み等を踏まえ、施策の実施状況、目標達成状況や今後の実施方針を整理・検討し、その結果を上記の推進体制において点検・評価することで、着実なプランの推進を図ります。PDCAサイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で市民に公表します。



プランの普及啓発

プランの推進に当たっては、市民の理解が重要であり、プランの内容を広く公表し、市民への周知を図るとともに、市ホームページを始め、様々な媒体を活用して、本市の障がい者福祉の理念や施策の内容を分かりやすく紹介します。

情報が得づらい環境にある障がいのある人等にも配慮し、関係機関等と連携して、プランのきめ細かい広報・啓発を推進します。



たかまつ障がい者プラン【概要版】

(令和6年度～8年度)

令和6年3月発行

発行・編集:高松市健康福祉局福祉事務所障がい福祉課

住 所:〒760-8571 高松市番町一丁目8番 15 号

電 話: (087) 839-2333

FAX: (087) 821-0086

メールアドレス:syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

ホームページアドレス:<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>